

# 仕様書

## 1 業務名

家庭教育普及啓発に係る「さっぽろ家庭教育ナビ」の更新等業務

## 2 業務の背景・目的

親等が各家庭で子どもに対して行う教育（以下「家庭教育」という）は、全ての教育の出発点であり、子どもが家族とのふれ合いを通して、人間形成の基礎を育むうえで、極めて重要な役割を担う。

本市では、昭和39年度から「家庭教育学級」、平成23年度から「親育ち応援団事業」をそれぞれ実施し、家庭教育の普及等に積極的に取り組んできた。

しかしながら、核家族化の進行や、共働き世帯の増加など家庭環境の多様化を背景として、仕事や子育てのため時間に余裕がなく、家庭教育に関する学習機会を十分に確保することが困難な親も多い。

このような背景から、本市では平成30年度に、ウェブサイト「さっぽろ家庭教育ナビ」を開設し、インターネットを通じて、家庭教育について考える機会を提供してきた。

本業務では、当該ウェブサイトの更新や追加コンテンツの作成等により、サイトの魅力を高めることで、子育て世代の親等をターゲットに、より多くの市民へ、家庭教育についての知名度・認知度の向上を図るとともに、家庭教育の重要性を発信していくことを目的とする。

## 3 業務履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

実施内容は、主に下記(1)～(4)の項目を想定するが、具体的に着手する事業内容は、原則として企画提案書の内容に沿って委託者と受託者が協議・調整を行うこととする。

また、受託者は下記項目に係る製作、企画・運営等一切の業務を行い、それに係る費用の支払いを行うこととする。

なお、「さっぽろ家庭教育ナビ」の更新、追加コンテンツの作成に当たっては、別紙の「構築要件」等を満たすこと。

[URL] さっぽろ家庭教育ナビ

<http://www2.city.sapporo.jp/kyoiku/katei-kyoiku-navi/>

### (1) 追加コンテンツの作成

「さっぽろ家庭教育ナビ」に新たなコンテンツを追加することにより、家庭教育の重要性を効果的に周知・拡散できるような取組を行うとともに、家庭教育の実践的な知識・技術を学習できるよう、多様な学習機会の提供を図る。

#### 【例】

・「さっぽろ家庭教育ナビ」での配信や、講座等での貸出しを目的に、地元タレン

トを活用した普及・啓発動画の作成

- ・家庭教育の実践的な知識・技術を学習できる講座の動画配信
- ・家庭における具体的な事例をわかりやすくストーリー化した漫画の作成

## (2) 現行コンテンツの更新

仕事や子育て等で時間に余裕の無い親が、興味を持って、より気軽に「さっぽろ家庭教育ナビ」を閲覧できるように、現行コンテンツの見出しを工夫する等、当該サイトの魅力を高める更新を行うこと。

## (3) その他多様な媒体を用いた普及啓発

「さっぽろ家庭教育ナビ」の認知度を高め、当該サイトを通して、家庭教育の重要性を広く周知できるように、各種広報物や SNS 等と連動した普及啓発を図る。

### 【例】

- ・ SNS を活用した「札幌家庭教育ナビ」の PR 展開
- ・ フリーペーパーの広告欄へ「札幌家庭教育ナビ」の情報掲載
- ・ 地下歩行空間サイネージ広告、地下鉄広告、路面電車広告、市内運行バス広告

## (4) その他

- ア 本業務の履行にあたり、業務の管理及び統括を行う者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。
- イ 委託者と各業務に関する打ち合わせ、報告、連絡、相談及び提案を行う際は、原則として統括責任者が出席するものとする。
- ウ 業務内容を検討するに当たっては、下記「5 令和元年度の主な取組内容」も参考とすること。

## 5 令和元年度の主な取組内容

### (1) 家庭教育学級の開設

幼稚園・学校単位で、保護者等が集まる「家庭教育学級」を開設し、各学級において学習会や座談会等を年に数回企画・実施した。

また、学級生同士の情報交流の場である「情報交換会」を市内6会場において実施した。

### (2) 親育ち応援団講演会の開催

著名な講師を招き、子育て世代の保護者等を対象とした講演会を、2回開催した。

なお、働く保護者が参加しやすいよう、平日の夜間及び土曜日に開催した。

#### ア 第1回

- ・ 演題：「泣いて笑ってハラへって～腹も心も満たすでっかいパパの子育て論～」
- ・ 講師：森崎 博之 氏（TEAM NACSリーダー）

#### イ 第2回

- ・ 演題：「考える力を育む子育て 次の一手を決める『挑戦する勇気』」
- ・ 講師：中倉 彰子 氏（女流棋士 株式会社いつつ代表取締役）

### (3) 親育ち応援団講座の実施

子育てに関する講座を希望する企業及び家庭教育学級の未開設幼稚園・学校に対し、家庭教育に関する出前講座を実施した。

#### ア 企業向け

- ・テーマ：「イライラしない子育て」ほか
- ・実施回数：6社

#### イ 家庭教育学級未開設幼稚園・学校向け

- ・テーマ：「子どもの可能性を引き出す魔法の言葉」ほか
- ・実施回数：3園・1校

#### (4) 親育ち応援団BOOKの配布

子育ての悩みに対するアドバイス等をまとめた冊子「親育ち応援団BOOK」を、新小学1年生の保護者向けに作成し、小学校入学式で配布した。

[URL]親育ち応援団BOOK誌面

[http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/oyasodachi/documents/pdf/sam\\_merge.pdf](http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/oyasodachi/documents/pdf/sam_merge.pdf)

#### (5) 親育ち応援団スライドの活用

日常の子育ての様子を描いた4コマ漫画を交えて家庭教育に関するポイントを紹介するスライド(DVD)を、小学校一日入学の待ち時間等を活用して放映した。

[URL]親育ち応援団スライド内容

<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/shogaikyoiku/oyasodachi/documents/suraido.pdf>

#### (6) その他 参考

[URL]文部科学省ホームページ「家庭教育ってなんだろう？」

<http://katei.mext.go.jp/contents1/index.html>

## 6 業務報告書等の提出について

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届、業務報告書及び成果物を提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 業務報告書 2部
- (3) 成果物のデザインデータ等を取めたCD-R又はDVD-R等の記録媒体 2枚

※なお、成果物等のファイル形式は、PDF又はILLUSTRATORとする。また、記録媒体はWindowsパソコンに対応したものとする。

## 7 著作権について

- (1) 受託者は、納入した成果物について、受託者が有する著作権法(昭和45年法律第48号)第21号から第28号までに規定する著作権を、成果物の納入とともに受託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、又は使用してはならない。

- (2) 本業務において使用する写真、イラスト及び文字等が受託者以外の者の著作物である場合には、その著作物の使用について、著作者に説明しその承諾を得るなど必要な手続きを取り、著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。

## 8 その他留意事項

- (1) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (2) 他人・団体の権利を侵害しないよう十分留意すること。また、個人情報を取扱う場合は、札幌市個人情報保護条例を順守するとともに、その取扱いを厳重に行うこと。
- (3) 契約の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、本市が提供する資料等を第三者に提供したり、業務遂行目的以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (5) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) 契約の履行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、双方が協議をして、これを処理すること。

## 9 問い合わせ先

札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル4階

電話：(011)211-3872 FAX：(011)211-3873 担当：中原・寺崎